

運委参第121号

令和2年3月26日

国土交通大臣 赤羽 一嘉 殿

運輸安全委員会

委員長 武田 展雄

旅客船ぎんが衝突（水中浮遊物）による乗船者負傷事故に係る勧告について

本事故は、平成31年3月9日、新潟県佐渡市姫埼東方沖において、旅客船ぎんがが減速区間を通過したのち翼走して西進中、船長が、左舷船首方至近の海中に水中浮遊物を初めて視認した際、本船の回避可能な距離よりも近距離であったことにより、回避操作を行ったものの避けることができず、水中浮遊物と後部フォイルとが衝突したため、多数の旅客が腰椎骨折等を負ったものと考えられる。

多数の旅客が腰椎骨折等を負ったのは、船尾部船底が海面に打ち付けられ、旅客が強い衝撃を受けたことによるものと考えられる。

既にジェットフォイル運航者等に対して国土交通省海事局から衝突回避を中心とした措置については指導がなされているが、これに加えて、万一衝突した場合における旅客の負傷の発生等の被害の軽減のため有効な措置を講ずるようジェットフォイル運航者等に対して指導する必要があるものと考えられる。

このことから、当委員会は、本事故調査の結果を踏まえ、旅客の運送の安全を向上させるため、国土交通大臣に対し、運輸安全委員会設置法第26条第1項の規定に基づき、下記のとおり勧告する。

#### 記

国土交通大臣は、ジェットフォイル運航者等に対し、次の対策を実施するよう指導すること。

- (1) 翼走中において、海洋生物、流木等が衝突した場合においても、腰椎骨折等を負うことを最大限防止するため、以下の対策を講じること。
  - ① 船舶所有者は、本事故における旅客の腰椎骨折の発生状況等を勘案し、衝撃力の吸収が十分と認められる座席、座席クッションを備える等の措

置を講じること。

- ② 運航者は、航路付近で海洋生物、流木等が発見された場合や海洋生物が多く発見される時期等には、腰椎の骨強度が年齢に関係していることから、高齢と認められる者は、客室前部等の衝撃が比較的小さな座席に誘導すること。
- (2) 船舶所有者は、翼走中、海洋生物、流木等が衝突した場合においても、旅客が後方向の加速度により負傷することがないように座席背面に緩衝材を取り付ける等の対策を講じること。
- (3) 運航者は、事故後の救助を迅速かつ円滑に実施する観点から、多数の負傷者が生じた場合の対応要領を取りまとめるとともに、定期的な訓練を実施すること。